「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等についての意見・情報の募集」の結果について

令和８年２月26日
農林水産省消費・安全局

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等について、令和７年12月26日から令和８年１月24日までの期間、e-Govに掲載すること等を通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしました。

その結果、本件に関して１件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見及びそれに対する考え方を別紙１に記載しましたので、お知らせします。

なお、本件につきましては、公表した案のとおり改正することとしました。

皆様方の御協力に深く御礼を申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先
農林水産省消費・安全局農産安全管理課
電話：03-3502-8111（内線4508）